

呉市立学校における働き方改革取組方針(令和8～11年度)【概要】

令和8年2月 呉市教育委員会

○ 経緯

- 令和5年4月 「学校における働き方改革取組方針(令和5年度～令和7年度)」の改定 《市教委》
令和7年6月 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」(給特法)改正
→「業務量管理・健康確保措置実施計画」の策定・公表の義務化
令和7年9月 「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が
教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針」改定 《文科省》

○ これまでの目標・成果指標と現状

- ①児童生徒と向き合う時間の確保
児童生徒と向き合う時間が確保されていると感じる教職員(管理職を除く)の割合を80%以上 【R7:88.4%】
②長時間勤務の縮減
時間外在校等時間 原則年360時間以内及び月45時間以内 【R7:月45時間以内 71.1%】※推定値



○ 目指す姿

全ての子どもたちへのよりよい教育の実現に向け、心身ともに充実し、「働きやすさ」と「働きがい」を両立しながら、主体的に学び続け、専門性を最大限に発揮する教職員

○ 目標・成果指標

時間外在校等時間に関する目標

- ・1箇月時間外在校等時間
45時間以下の割合 100%
- ・1年間時間外在校等時間
360時間以下の割合 100%

「働きやすさ」に関する目標

- ・「心理的安全性が確保されている」と感じている教職員(管理職を除く)の割合 100%

「働きがい」に関する目標

- ・「日々の業務の中で充実感を得られている」と感じている教職員(管理職を除く)の割合 100%

○ 実施内容

- (1)教職員の勤務状況等の把握
(2)教職員が担う業務の見直しや適正化

①「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務分担の見直し

ア 学校以外が担うべき業務

- ・学校徴収金の徴収・管理
- ・保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等の学校では対応が困難な事案への対応

イ 教師以外が積極的に参画すべき業務

- ・学校のウェブサイトの作成・管理
- ・ICT機器・ネットワーク設備の日常的な保守・管理
- ・学校プールの施設・設備の管理
- ・部活動

ウ 教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務

- ・授業準備
- ・学習評価や成績処理
- ・学校行事の準備・運営
- ・支援が必要な児童生徒・家庭への対応

② 教職員が担う業務の適正化

- ・授業時数の標準化・教育課程の見直し
- ・業務の平準化・効率化
- ・学校行事の見直しや精選, 統合
- ・職務経験が少ない教職員が支援を受けやすい体制の整備

(3)教職員の健康及び福祉の確保

- ・在校等時間が一定時間を超えた教職員に対する医師による面接指導の実施
- ・ストレスチェックの実施
- ・心身の健康問題についての相談窓口等の利用促進
- ・定時退校日の徹底
- ・年次有給休暇の取得促進

○ 関連する取組や今後のフォローアップ

- 教職員定数改善に係る国や県への要望
- 人材確保に係る関係部局や関係機関との連携
- 管理職研修の充実
- 在校等時間管理システムや業務改善に係るアンケートによる目標の達成状況の把握
- 学校への聴き取りや指導の実施, 管理職への個別の支援・指導の実施